

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

〔基準1〕 理念・目的

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが（資料 44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭）、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げられた3つの事項が（資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』105頁）、大学院案内には記述されていない（神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁）。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが（『点検・評価報告書』7頁）、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている（資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』2頁）。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが（『点検・評価報告書』10頁）、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており（資料 79『各種規程等一覧（抜粋）』95頁）、表現内容に齟齬がある。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科の理念・目的については明確に示され、またこれはすでに規程に反映されている。すなわち実務法学研究科(法科大学院)は、法曹を養成することを理念・目的とする専門職大学院である。これを受けて実務法学研究科(法科大学院)規則1条の2において「研究科の目的」として次のように明定している。研究科の目的は、法曹として社会に貢献するための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。このことは、大学憲章や実務法学研究科独自の出版物とも整合性を有している。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので（『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査）、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検（内容の適切な見直しと検証）を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科として理念・目的の周知は学生等に対して「履修の手引Ⅰ」(P1)に掲載し、毎年4月のガイダンスで行ってきたが、そのことを調査し、周知度を改善する責任ある体制の構築については、実務法学研究科委員会で2013年度中に実施できるように検討中である。

[基準3] 教員・教員組織

<概評>

実務法学研究科

教員像や教員組織の編制方針などについては、「大学憲章」(資料86)に貴大学で期待される教職員像が示されているが(『点検・評価報告書』36頁)、研究科独自の教員像や教員組織の編制方針は明確に定められていない。教員の採用および昇任に関しては、「神戸学院大学大学院実務法学研究科教育職員規程」に基づき、適切に行われている(資料320『法科大学院認証評価自己評価書』64-65頁)。専任教員の資質向上のための取り組みについては、研究科独自で定期的に「拡大FD委員会」を開催するとともに、教員による授業参観や「教育方法研究会」を開催し、教員の教育・研究能力の向上に努めている。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科の認証評価は5年ごとであり、その際の教員組織の審査において、公的に法科大学院教員としての資格審査がなされることになっていた。前回の審査は2008年度であり、今回は2013年度が予定されていたのでその限りで独自のチェック体制を敷くまでもなく、公的に審査体制は確立されていた。これらの審査に基づき教員組織の編成は適切に行ってきた。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全学

- (1) 各学部・研究科(栄養学部を除く)において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科の認証評価は5年ごとであり、その際の教員組織の審査において、公的に法科大学院教員としての資格が審査されることになっていた。前回の審査は2008年度であり、今回は2013年度が予定されていたのでその限りで独自のチェック体制を敷くまでもなく、公的に審査体制は確立されていた。このような審査をベースに教員組織の編成方針を築き上げてきたつもりである。また、教育を組織的に支援する体制は支援室の設置等により実施してきた。他方、研究を組織的に支援する体制の構築については研究支援センター等により実施してきた。さらに実務法学研究科委員会で検討中である。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

実務法学研究科

実務法学研究科においては、建学の理念「真理愛好・個性尊重」(資料320「法科大学院認証評価 自己評価書 神戸学院大学実務法学研究科実務法学専攻」2頁。以下「資料320」と記載する)に基づき、「自由で個性豊かな法曹の養成」(資料320、2頁)を目的とし、「事物の明確な認識に基づく正確な選択力、および高度な創造性と論理性を備えた思考力を習得できる思考方法、すなわち智慧を獲得する教育」(資料320、2頁)を教育の主眼と位置づけ、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」(資料320、2頁)を目指す人材像としている。これらは実務法学研究科の教育目的・目標として適切である。また、これらの目的・目標は『大学院案内』やホームページで公表され、周知が図られている(資料320、6頁)。ただ、「思考プロセス重視教育」であることは、とくに一年次生には十分伝わっていないとの自己評価がされている(資料320、7頁)ので、引き続き努力が望まれる。また、5年ごとの認証評価の受審時以外に、教育目標・学位(法務博士)授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、恒常的かつ適切に検証を行うことまではできていないので、検証システムの構築が望まれる。

実務法学研究科小委員会

「思考プロセス重視教育」について一年次生に伝えるため、2012年より単位化していないが「法学入門講座」を一年次生に開講した。

実務法学研究科では研究科独自の「自己点検・評価報告書(2010年度・2011年度)」を作成しホームページに公表し、2012年度は2013年5月中には公表予定である。

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

全研究科

- (1) 各研究科において、修了要件は明示されているが(『大学院履修要項』『学位規則』)、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等は明示されていないので、研究科としての教育目標あるいは履修モデルに合致する内容を反映した独自の学位授与方針を策定し、分かりやすい形で示すとともに受験生を含む社会一般に対して公表することが望まれる。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科では2013年度より課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等の達成目標を講義で配付し公表する。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

<概評>

実務法学研究科

実務法学研究科においては、「智慧ある法曹」養成のために、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的にかつ実務的に行われるように、授業科目が編成されている(資料320、8-9頁)。

実務法学研究科小委員会

FD委員会等において随時検討しているが、2013年度より学生募集を停止したので、授業科目の編成の改正は行わない。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

<概評>

実務法学研究科

1年次配当の法律基本科目群の授業は、クラス40名程度で、講義と質疑応答形式で行い、2・3年次配当の法律基本科目群の総合科目および実務基礎科目群においては、1学年60名を20名3クラスに分け、ソクラテス・メソッドによる授業をしている(資料320『法科大学院自己評価書』16頁)。「FD委員会」による授業参観、教員相互による授業参観、学生による授業評価アンケートや教育方法研究会などが定期的に実施されている(資料320『法科大学院自己評価書』33頁)。

実務法学研究科小委員会

FD委員会において授業参観、教員相互による授業参観、学生による授業評価アンケートや教育方法研究会などが定期的に実施され、FD委員会において随時検討し、見直しも行っている。

[基準4] 教育内容・方法・成果 (4) 成果

<概評>

実務法学研究科

法曹養成のためのプロセス教育として、各学年の教育成果を前提とする積み上げ方式が実効性をもつため、1年次(30単位以上)および2年次(60単位以上)における修得単位数による進級要件を設けている。この進級要件を満たすことができない場合には、原級に留置し、原則として上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみが認められている。2006(平成18)年度・2007(平成19)年度には進級制により原級留置者があり、今後の学習等につき指導がなされている(資料320『法科大学院認証評価自己評価書』26頁)。実務法学研究科においては、修了要件を充足しているかについては成績表をもとにして認定資料の確認を行い、「実務法学研究科委員会」で修了認定を行っている(『点検・評価報告書』163頁)。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科において2012年度入学生よりGPA制度を導入し改善を行ったが、2013年度より学生募集を停止したので、カリキュラムの改正は行わない。

[基準5] 学生の受け入れ

＜努力課題＞ [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (1) 全研究科において、理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を明示していないので、公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表することが望まれる。

実務法学研究科小委員会

実務法学研究科は、2013年度より学生募集を停止した。
